# 見積書提出留意事項 (総価)

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

#### 日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所:日本年金機構ホームページ>調達情報>全国の調達情報>見積依頼のお知らせ >「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

(こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。)

#### ○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。(消費税額も含む。) 見積額は消費税込(税率10%)の金額をご記入ください。(うち消費税の金額は必ず明記してください。)

○見積書の宛先

# 「日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長」宛にしてください。(見積公告別紙宛先参照)

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

- ・<u>見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを</u> 確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。
- ※番号誤りが多くなっております。「O (ゼロ)」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、O (ゼロ)を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。 (「O (ゼロ)」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。)

#### ○参加資格

以下の書類を令和7年10月23日(木)まで(FAXは同17時まで)に仕様書記載の所管部署あて提出する必要があります。

· 運用仕様書 一式 (仕様書別紙2)

#### ○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。 決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。 また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

# ○見積書提出期限 令和7年10月28日 (火) 午前11時まで(必着)

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

# ○決定日 令和7年10月30日(木)午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。 また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

#### ○見積書及び積算内訳書の郵送(契約事業者のみ)

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を**調達管理部契約グループに郵送** してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。 (納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの)

#### ○照会先

見積書提出に関すること : 調達管理部契約グループ 榎本・田村 (TEL: 03-6892-0722)

仕様書の内容に関すること:仕様書に記載の所管部署

# 調達什様書【物品の購入】

件名	電子ホワイトボード			
規格	別紙 1「OA 機器(電子ホワイトボード)の機能」のとおり			
数量	3式			
納入期限	東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構本部 (2式)			
納品場所				
納品に係る	<ul> <li>納品及び設置作業は機構の営業時間内(平日9:00~17:00)の間に行うこととし、作業日時については、受託業者において、設置場所の担当者と調整すること。</li> <li>・納品する OA 機器 (以下「製品」という)は新品(未使用品)であること。また、納品した製品に付属する取扱説明書などのドキュメントも併せて納品すること。</li> <li>・製品の設置にあたり車両を利用する場合は、事前に設置場所の担当者へ連絡し、必要に応じて車両申請等を実施すること。</li> <li>・搬入経路等については設置場所の担当者と協議を行い、指定された場所より行うこと。</li> <li>・本業務を実施する際は、業務のための立ち入りを許可された場所以外への無断立ち入りをしてはならない。</li> <li>・搬入の際には、床、壁面、エレベータ内、その他損傷の恐れがあると判断される部分については適宜の方法で必要な養生を行い、損傷を与えないよう十分留意し、方が一、搬入の際、他の備品・施設等への損害を与えた場合には、受託事業者の負担により原状回復、または程度に応じて取替えをすること。</li> <li>・相包・養生資材は持ち帰るとともに、開梱時及び養生脱着時に発生した塵芥についても処理し、建物内に残さないこと。</li> <li>・受託事業者は、必ず身分証明書を携帯し、日本年金機構関係者から要求があった場合は提示しなければならない。</li> <li>・納品場所に製品を納品する際は、納品書等(製品名、数量、配送日、納品場所が確認できる書類)に必ず納品場所で受領印等をもらい、納品書等の写しを納入期限後の5営業日以内に下記担当部署に約品すること。指定成果物を下記担当部署に納品すること。</li> <li>・指定成果物を下記担当部署に納品すること。指定成果物は日本語で作成し、紙媒体及び電子媒体(CD-R)にて、正副各一式を納品すること。</li> <li>電子媒体に保存する形式は、Microsoft Word2016、同 Excel2016、同 PowerPoint2016 又は、同 Visio2016 で編集が可能な形式とする。(指定成果物)</li> <li>① 納入等計画書(納入スケジュール、体制図を契約後5営業日以内に納品)</li> <li>② 納入完了報告書(納品書等)(納入期限後の5営業日以内に納品)</li> <li>③ 明細書(品名、標準単価、提供単価、送料単価等が記載された明細書を納入期限後の5営業日以内に納品)</li> </ul>			

	※様式は任意とするが、納品前に下記担当部署の承認を得ること。
費用の見積に関する注意事項	<ul> <li>・応札を希望するものは、【別紙2】「運用仕様書」に従い、運用仕様書を作成し、郵送は令和7年10月23日必着、FAXは令和7年10月23日17時必着で提出すること(FAXで送信する場合は、送信後必ず、下記担当部署に電話にて連絡すること)。</li> <li>・機構は提出された運用仕様書を審査し、合否については令和7年10月27日17時までに電話にて連絡する。</li> <li>・本調達仕様書の内容について、疑義がある場合は、【別紙4】『「電子ホワイトボードの購入」に係る質問等』に記載のうえ、令和7年10月20日12時までに下記担当部署に提出すること。提出方法については、下記担当部署に確認すること。</li> <li>疑義の回答については、令和7年10月22日に行う。</li> <li>・その他、本調達仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定するものとする。</li> <li>・運用仕様書で指定している機能性能等証明書の内容について、機構から説明を求められた場合は、これに応じること。</li> <li>・調達物品の運搬及び設置納品等に付随する作業についても本調達に含まれること。</li> <li>・搬入および組み立てに要する経費は、受託事業者の負担とし、その他、本仕様の内容にかかる費用全てを経費として見込むこと。</li> </ul>
その他	<ul> <li>モニタやスタンド等の据付、接続及び配線等の付帯作業を行うこと。</li> <li>・設置作業後、各製品が正常に稼働することを確認すること。</li> <li>・指定された納品数量・規格と異なる場合は、直ちに指定した数量、規格を満たす製品を納品すること。</li> <li>・納品された物品について契約内容に適合しないものであると判明した場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。</li> <li>・既知の脆弱性は修正の上、納品すること。</li> <li>・納品した製品にセキュリティ侵害に繋がる脆弱性が存在することが発覚した場合、ただちに修正すること。把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断すること。対処要としたものに関しては対処方法、対処否としたものに関しては、その理由、代替措置及び影響について機構に書面にて報告し、機構が決定した対処、又は代替措置を実施すること。</li> <li>・その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定するものとする。</li> <li>・本調達に係る問い合わせは、全て下記担当部署に行うこと。</li> </ul>
	日本年金機構システム運用部端末運用G
担当部署	担当 吉田・大群 連絡先 03-5344-1127 (内線) 3385 FAX 03-5344-1186

# OA 機器 (電子ホワイトボード) の機能

品名	OA 機器(電子ホワイトボード)		
規格	本体サイズ	W1,800mm×D90mm×H1100mm 程度	
	(スタンド除く)		
	重量	45~55kg 程度	
	対応モニタサイズ	75インチ	
	使用電源 100V 50/60Hz		
	使用環境	温度:0~40℃	
		湿度:10~80%	
	機能等	・アプライアンス装置であること。	
		・インターネットに接続されていない、ローカル環境で使用できること。	
		・PC 等機器と HDMI 接続のみで接続し、表示された画像に対して書き込	
		むことができること。	
		<ul><li>・タッチ操作で表示された画像に線やテキストを書き込めること。</li></ul>	
		・書き込んだ内容を電子ファイル(PDF、JPG 等、PC で表示できる規格)	
		に保存できること。	
		・保存した電子ファイルをファイルサーバに保存できること。	
		・設定画面のパスワードロック機能があること。	
		・不要な USB ポートをロックする機能があること。	
		・接続する PC に、専用ソフトや専用ドライバがインストール不要である	
		こと。	
		・電源 ON または OFF 時に、電子ホワイトボード本体に保存された電子	
		ファイルを自動削除する機能があること。	
		・ 電子ホワイトボード以外の機能を無効化できること。	
		<ul><li>・不要なファイル操作やフォルダ操作等を無効化できること。</li></ul>	
		・ 5 年保証があること。	
	入力端子	・HDMI 端子が 1 個以上	
	スタンド	・提案機器が適切に設置できること。	
		<ul><li>キャスターを備え付けており、移動が容易であること。</li></ul>	
	参考品番	本体 : さつき株式会社 ミライタッチ/M75CB3X	
		スタンド:さつき株式会社 手動昇降スタンド MP-STC75UD	
数量	3式		

令和 年 月 日

住 所 法人名又は商号 氏 名

钔

# 運用仕様書

# <u>案件名:電子ホワイトボードの購入</u>

- 1. 会社概要
  - ①法人名、会社名、屋号 ※登記上の法人名、会社名、屋号等を記載する。
  - ②事業内容 ※会社案内用パンフレット等でも可能
- 2. 機能性能等証明書の作成

提案する電子ホワイトボードの仕様が適合品であることを証明する書類を提出する こと。

(様式:【別紙3】電子ホワイトボードの購入 機能性能等証明書)

- 3. 情報セキュリティに関する体制
  - (1)情報セキュリティに関する第三者評価の証明として、「ISO/IEC27001 又は JISQ27001」又は「プライバシーマーク」の写しを提出すること。

以上

# 電子ホワイトボードの購入

# 機能性能等証明書

令和 年 月 日

別添資料のとおり、記載内容に相違ないことを証明します。

日本年金機構 システム運用部長 殿

提案社名	
住所	
代表者氏名	Ľn
	印

- 1. 提案機器に関する資料
- 1. 1 電子ホワイトボードの要求仕様

メーカ名	
製品名	
型番	

項番		区分	貴社提案の 具体的仕様	カタロ グ等 該当頁
1	本体 サイズ	本体サイズ(スタンド除く)は、 W1,800mm×D90mm×H1100mm 程度であ ること。		
2	重量	重量は 45~55kg 程度であること。		
3	対応 モニタ	モニタサイズは75インチ以上であること。		
4	電源	使用電源は100V 50/60Hz であること。		
5	使用環境	使用環境は温度:0~40℃、湿度:10~ 80%であること。		
6		アプライアンス装置であること。		
7		インターネットに接続されていない、 ローカル環境で使用できること。		
8		PC 等機器と HDMI 接続のみで接続し、表示された画像に対して書き込むことができること。		
9		タッチ操作で表示された画像に線やテ キストを書き込めること。		
10		書き込んだ内容を電子ファイル (PDF、 JPG 等、PC で表示できる規格) に保存で きること。		
11		保存した電子ファイルをファイルサー バに保存できること。		
12	機能等	設定画面のパスワードロック機能があること。		
13		不要な USB ポートをロックする機能が あること。		
14		接続する PC に、専用ソフトや専用ドライバがインストール不要であること。		
15		電源 ON または OFF 時に、電子ホワイトボード本体に保存された電子ファイルを自動削除する機能があること。		
16		電子ホワイトボード以外の機能を無効化できること。		
17		不要なファイルやフォルダ操作等を無 効化できること。		
18		5 年保証があること。		
19	入力端 子	入力端子は HDMI 端子が 1 個以上あること。		
20	スタン	スタンドは提案機器が適切に設置できること。		
21	ド	スタンドは キャスターを備え付けてお り、移動が容易であること。		

本件に関する照会先

日本年金機構システム運用部端末運管グループ

吉田、大群(TEL:03-5344-1127)

令和7年 月 日提出

# 「電子ホワイトボード(令和7年度分)」の購入に係る質問等

会社名:

所在地:

担当者 :

連絡先(TEL) :

連絡先 (E-Mail) :

項番	仕様書の 該当ページ	仕様書の 該当項番	照会事項	回答
1				
2				
3				
4				
5				

収入印紙 貼 付

# 売買契約書(案)

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品(搬入の場合も含む。以下同じ。)する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 電子ホワイトボード 3式

契約金額 円 (うち消費税等額 円)

契約保証金 全額免除

(総則)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書(又は提案書)等当該業務の実施方法等について記載された文書(以下「仕様書等」という。)の定めに従い、契約物品等を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

# (法令遵守等)

- 第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。
- 2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

#### (仕様書等の疑義)

- 第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を 免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申 し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでな い。

#### (履行期限等)

第4条 履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。

履行期限:仕様書等のとおり納品場所:仕様書等のとおり

# (秘密の保持等)

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用 してはならない。

# (主体的部分等の再委託の禁止)

第6条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分(以下「主体的部分」 という。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する 子会社を含む。以下同じ。)に委託してはならない。

# (再委託の承認及び変更)

- 第7条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあっては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当である と認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適 当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求める ことができる。
- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件(本契約終了後の秘密保持を含む。及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする)条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。

# (検査)

- 第8条 乙は、第4条に規定する履行期限までに仕様書等に示す契約物品等を納品し、 その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員(以下「検査職員」と いう。)の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、納品日から起算して10日以内(10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで)に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限 にかかる本契約の履行を完了したものとする。

#### (不合格品の引取り及び代品等にかかる検査)

- 第9条 乙は、前条に規定する検査(前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。)に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となった契約物品等を引き取るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があった場合は、甲の指定する期限 内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。
- 3 第1項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった契約物品等を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品等を返送し、又は保管を託すことができる。

#### (値引受領)

第10条 甲は、第8条第1項の規定による検査の結果、不合格となった契約物品等 について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額(単価)について相当額を 減額して、その納入を認めることができる。

#### (納期の有償延期)

第11条 乙が、第13条の規定に該当する場合を除き、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に第8条第1項の規定による検査が完了した契約物品等(以下「合格物品等」という。)の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限り、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

#### (遅滞料)

第12条 前条に規定する遅滞料は、第8条第1項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第4条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

# (納期の無償延期)

第13条 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

#### (監督)

- 第14条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員(以下「監督職員」という。)に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。
- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

#### (調香等)

- 第15条 甲は、乙に対し、随時に当該業務に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。
- 2 甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行状況及び履行結果について、随時に 調査を行うこととし、必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、 甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることが できない。

- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に 対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求める ことができる。

#### (監査)

- 第16条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断した場合には、事前に通知することなく立入監査を実施することができるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決 定するものとする。

# (所有権の移転及び危険負担)

- 第17条 契約物品等の所有権は、乙が第4条に定める納品場所に納品した当該物品が、第8条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第10条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により契約物品等の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責 に帰すべからざる事由による契約物品等の滅失、毀損等の責任を負担するものとす る.
- 3 契約物品等の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品等の所 有権の移転とともに甲に帰属する。

#### (事故報告等)

- 第18条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要 な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければなら ない。
  - (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
  - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
  - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
- 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると 疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘 (報道を含む。)等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細につ いて文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督 職員は必要に応じて指示を行うものとする。
- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための

体制を整備しなければならない。

- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第 15条による調査等及び第16条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報 の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合 は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価(プライバシーマーク、ISO/IEC27001又はJISQ27001)の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

#### (対価の支払)

- 第19条 乙は、第8条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者(会計・資産管理部長)に都度請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して3 0日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

# (支払遅延損害金)

第20条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した遅延損害金(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社 又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明 治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民 法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通 知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあ っては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに 質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更 その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないも のとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっ ぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

# (特許権等の費用負担)

第22条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするとき は、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものと する。

#### (履行不能等の通知)

第23条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、 直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

## (甲の解除権)

- 第24条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙の契約物品が契約の内容に適合しない場合において、第34条第1項に 規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何に かかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が第29条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。
  - (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、 偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
  - (2) 第4条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。
  - (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
  - (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、 又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
  - (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
  - (7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は恣用したとき。

- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次 のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する 者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求を する者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
- (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価(プライバシーマーク、ISOIEC27001又はIISQ27001)の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由(乙の責に帰すべきものに限る。)が生じたとき。
- (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況 に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一 部を解除することができる。
- 5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、 契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき契約物品等が既にその用に供 せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとす る。

#### (違約金)

- 第25条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第8条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第27条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

# (乙の解除権)

- 第26条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合 においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないとき は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

- 第27条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期 に第24条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に 対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第24条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第25条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 4 甲及び乙は、本契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、 相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第34条第1項 に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可 抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた 損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものと する。

#### (事情の変更)

- 第28条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の 著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合 は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積 書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

#### (談合等の不正行為にかかる解除)

- 第29条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何ら の予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同 法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を 提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

# (談合等の不正行為にかかる違約金等)

- 第30条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部 又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約 金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が 指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2 (独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独 占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課 徴金の納付命令を行ったとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止 法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独 占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3 第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」

という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

#### (談合等の不正行為にかかる損害賠償)

- 第31条 第29条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えた ときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、 不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

# (談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第32条 乙が第30条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、 乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理 等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額 (100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又 はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

# (補償事項)

第33条 乙は、本契約に基づいて行った本契約の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、 無償で物品の取替え又は修理するものとする。

# (契約不適合責任)

- 第34条 甲は、納入された契約物品等が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内 に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求 することもできる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

#### (契約不適合責任期間等)

第35条 甲は、契約物品が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の 追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合 の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通 知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたも のであるときは、この限りでない。

#### (知的財産権)

- 第36条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された契約物品等の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

# (損害賠償等にかかる調査)

- 第37条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

# (支払対価の相殺)

第38条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

# (紛争又は疑義の解決方法)

第39条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて 甲乙協議の上解決するものとする。

#### (裁判所管轄)

第40条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所 として処理するものとする。

#### (存続条項)

第41条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第18条第1項から第3項まで及び第6項、第20条、第24条第3項、第27条、第30条、第32条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長 伊藤 昌史 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ○〇〇〇 印